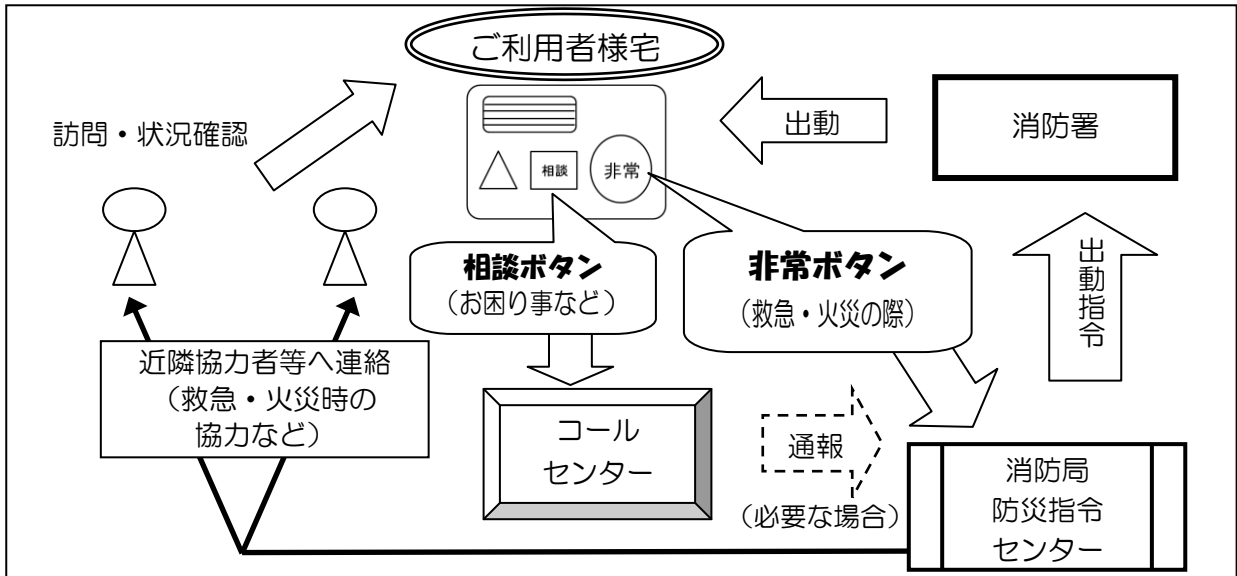


11-(1)

あんしん電話事業の実施方法を拡大します

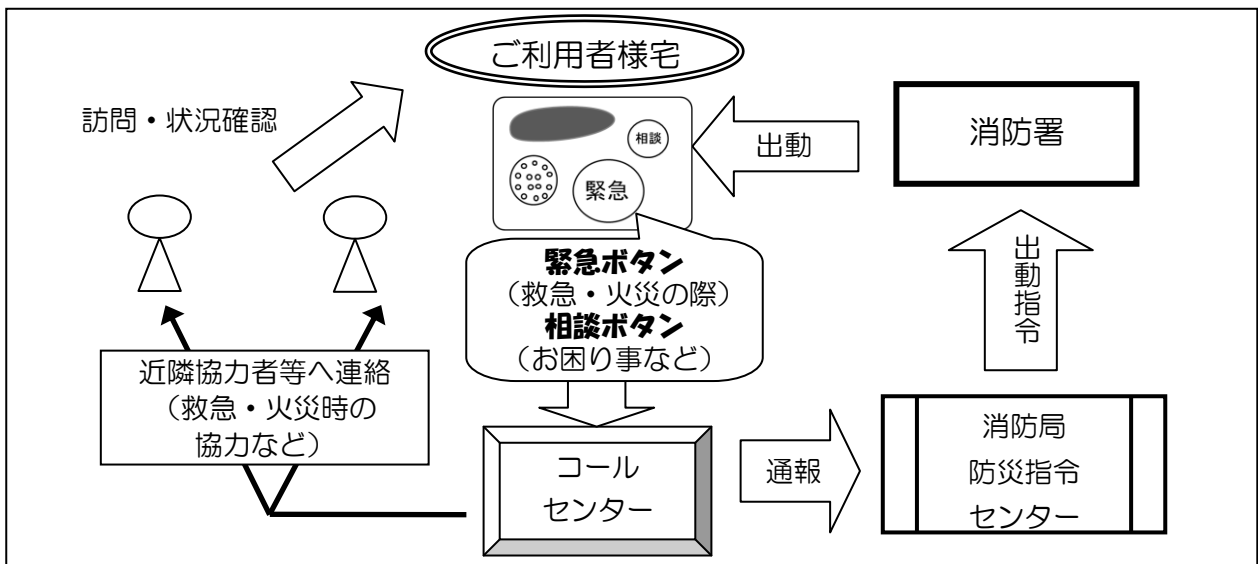
平成25年4月から、あんしん電話（ひとり暮らし高齢者緊急通報事業）事業は、以下の2つの方式の選択制となります。

1 消防直報方式



- ※ 「非常」ボタンを押していただくと、119（消防局）へつながります。
- ※ 「相談」ボタンを押していただくと、看護師等が常駐しておりますコールセンターへつながります。コールセンターは、24時間365日ご利用いただけます。
- ※ 電話回線は、NTTアナログ回線のみご利用いただけます。
- ※ 制度をご利用いただくためには、2名の近隣協力者をご登録いただきます。

2 コールセンター方式



- ※ 「緊急」・「相談」ボタンを押していただくと、看護師等が常駐しておりますコールセンターへつながります。コールセンターは、24時間365日ご利用いただけます。
- ※ 電話回線は、NTTアナログ回線以外でもご利用いただけます。
(通報テストを行い、正常に通報ができると確認できた場合のみ利用可能)
- ※ 2名の近隣協力者のご登録が必要ですが、有料の駆け付けサービス（月額210円・税込）をご利用の方は、1名の近隣協力者の登録でご利用いただけます。

○制度をご利用いただける方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方のうち、次のいずれかの状態にある方
(同居者が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態である場合も含む)
 - ①心臓病、高血圧等の慢性疾患等があり、日常生活上、特に注意を必要とする状態
 - ②心身に障害があり、緊急時に自力脱出困難な状態
- ・世帯構成員全員が75歳以上の世帯に属する方で、ほかの世帯員が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態にある方

<コールセンター方式のみ利用可>

- ・あんしん電話事業の適用を受けようとする方以外の世帯構成員が、日常生活上やむを得ない理由により不在にするため、長時間かつ継続的にひとり暮らしと同等の状態となる65歳以上の方のうち、次のいずれかの状態にある方
(同居者が寝たきり状態または寝たきりに準ずる状態である場合も含む)
 - ①心臓病、高血圧等の慢性疾患等があり、日常生活上、特に注意を必要とする状態
 - ②心身に障害があり、緊急時に自力脱出困難な状態

○費用負担

- ・所得が基準を超える方は、あんしん電話機の使用料等をご負担いただきます。基準額以下の方は、使用料等は必要ありません。
- ・初期設置費用、撤去費用は、市が負担します。
- ・駆け付けサービスを利用いただく場合は、その費用をご負担いただきます。(月額210円・税込)

○注意事項

- ・無線ペンダントの電波は、ペースメーカーに影響を与える可能性があります。(申請するときに申し出てください。)

<お問い合わせ・お申込み先>

お住まいの区の福祉課福祉係へ(支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課福祉係へ)

区役所・支所	電話番号	区役所・支所	電話番号
千種区福祉課	753-1834	中川区福祉課	363-4415
東区福祉課	934-1193	中川区富田支所区民福祉課	301-8376
北区福祉課	917-6533	港区福祉課	654-9691
北区楠支所区民福祉課	901-2269	港区南陽支所区民福祉課	301-8345
西区福祉課	523-4596	南区福祉課	823-9411
西区山田支所区民福祉課	501-4975	守山区福祉課	796-4607
中村区福祉課	453-5415	守山区志段味支所区民福祉課	736-2192
中区福祉課	265-2321	緑区福祉課	625-3957
昭和区福祉課	735-3912	緑区徳重支所区民福祉課	875-2207
瑞穂区福祉課	852-9394	名東区福祉課	778-3009
熱田区福祉課	683-9405	天白区福祉課	807-3887